

## 第五章 市内中小企業・小規模事業者の経営を守り、活力ある市内経済を再生するために

物価高騰による原材料費の値上げや人件費の負担増など、中小・小規模事業者の経営は益々厳しい環境に置かれています。さらに、トランプ大統領が一方的に貿易の関税率を、自動車・自動車部品への関税を2・5%から15%へ引き上げ、それ以外のほぼすべての日本製品への関税も「相互関税」の名で15%へ引き上げられることは、今後、市内経済でも影響が出ることが懸念されます。

内閣府が発表した8月の景気動向指数（2020年＝100）速報値によると、景気の現状を示す一致指数は113・4と前月比0・7ポイント低下し、2か月連続で悪化しました。パソコンを中心に生産や投資財の出荷が落ち込み、商業販売額は初の南海トラフ自身臨時情報の発表で備蓄職の需要が伸びた前年同月比比べ、減少しました。輸出総量も、米国、アジア向けが減り、景気の悪化をもたらしているとしています。川崎市の経済については、市内金融機関の業況調査では、「川崎市内中小企業の業況感を総合的に示す業況DI（業況判断指数）は、前期（4—6月期）と比べ、2・4ポイント低下の△0・9と横ばいで、前期と比べると、建設業、不動産業、小売業において大幅な後退、運輸、製造業は後退、サービス業は大幅な改善、卸売業は改善となつた」とし、「次期（10—12月期）業況DIは、2・8ポイント低下の△3・7と、足踏み状態となることが予想される」としています。

こうした中、全国では、「2025年の7—9月期の負債1000万円以上の倒産は、3年連続で増加し、12年ぶり5000件越えとなつた」としており、とくに、小規模の倒産が目立ちました。川崎市内の2025年1—6月期の倒産件数は43件と前年度49件より12・3%少なくなつたものの、2年連続で40件台に上つており、コロナ以後増加傾向にある。市内信用金庫の4—6月期の「業況調査」では、景気観を総合的に示す業況団体は、業種全体ではプラスに転じているものの、製造業、サービス業ではマイナスを示し、7—9月期の見通しでは卸売業、建設業、小売業、サービス業も厳しさを増すと受け止めている。加えて、秋以降に影響が出てくると言われる「トランプ関税」による景気悪化に対し、相談窓口の設置にとどまらず、具体的な支援策が求められる。

2025年度の経済労働費は、前年度比マイナス6億5千万円の249億7800万円余です。そのうちの約8割は、銀行に預ける預託金であり、中小企業関連予算は商業・農業・中小企業・信用保証料補助事業を含めても、前年度比9771万8千円減の15億6782万円で、一般会計予算の0・17%に過ぎません。臨海部をはじめとする大企業を中心の経済政策から、地域経済を活性化する地域循環型の経済への転換が必要です。

私たちは、中小企業支援として、今まで事業のマッチングを図るためのコーディネーターの増員、電気料金の値上げや家賃の支払いなどに困っている事業者への固定費補助、人材確保のための奨学金返還支援制度の拡充、住宅リフォーム制度の創設、商店街路灯への補助金の引上げなど求めてきました。しかし、市長の答弁は、「経営基盤が図られるよう、国の交付金等も有効に活用しながら、必要な予算を配分する」と言いながら、市独自の支援策は、市内中小事業者等のデジタル化や設備導入などに対する補助金2100万円（国の補助金2分の1）に過ぎません。また、最低賃金の引き上げが行われている中で、中小企業への支援がますます求められていますが、本市の物価高騰対策・人材確保への支援策は、補正予算も含め市独自の対策はなく、抜本的な予算の増額と給付金を含めた直接支援が必要です。

#### 1 資材や燃料・光熱費が高騰する中で、市内中小・小規模事業者の事業継続を図るため、商業・工業・農業などの関連予算を抜本的に増額する。

資源価格の高騰等による影響額の価格転嫁について、2024年8月に発表された「令和5年度 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例に基づく中小企業活性化施策実施状況報告書」によれば、「全く価格転嫁できていない」が23・9%「2割未満」が24%で、合わせて48%近くになっています。転嫁できない理由は「競合他社・他業態との価格競争のため」（45・4%）「売り上げ減少の懸念があるため」（38・1%）となつており、受注側の立場の弱さがその葉池にあります。2025年5月に改正された「製造委託等に係る中小受託事業者に対応する代金の支払いの延期等の防止に関する法律」「受託中小企業振興法」において、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させたため、取引において、代金に関する協議に応じないことや一方的な代金の額の決定の禁止が定められた（2026年1月1日施行）これらの法律が現場で定着すよう、周知に努めることはもちろん、実態を把握することが求められています。下請け企業の適正なる利益を確保することは、そこに働く労働者の待遇改善にも結び付くものであり、「人手不足」の対策ともなりうることからも、実効性のある取り組みを市としても検討する必要があります。

賃上げに対する支援も人材確保策として重要である。中小企業の賃上げを地方自治体で支援する取り組みが岩手県、徳島県、奈良県、群馬県などで広がっている。2025年6月議会では岩手県が県内3万人を対象に、1時間当たり60円以上の賃金の引上げを1年間継続する事業者に対し、従業員1人当たり6万円、最大50人分の給付を実施している事例を紹介し、市としての支援を求めた。しかし、市の答弁は「デジタル化・生産性向上」に対する補助において、賃上げをしたところの補助を増やすという国の制度を活用するだけで、賃上げ単独への支援は行っていません。また、わが党が「人手不足」の対策として実施を求めてきた「奨学金返還支援制度」は、全国に広がっており（2025年7月時点で、31県117市町村）本市でも、奨学金返済支援制度に取り組む企業・事業者に対しする支援を求めてきたが、市は「若者の地元定着の支援（2024年3月議会）」と、未だ取り組む姿勢を示していません。中小企業の経営と人材確保への直接支援が必要です。

- ① 中小企業支援関連予算は、預託金を除き一般会計8927億円余の2%の178億円に増額する。
- ② 市内の全事業所を対象とした実態調査を行う。現在行われている「川崎市内中堅・中小企業経営実態調査レポート」は、市内民間事業所数41,223事業所（2021年経済センサス）のうち、製造業を中心に1920事業所を対象にしている。経済センサスで把握できる事業所を対象とした悉皆調査を行う。
- ③ 大企業の移転や撤退などが行われる場合、産業連関表を作成し、市内経済に与える影響を明らかにする。
- ④ 賃貸の工場・店舗などの「家賃補助」を行う。
- ⑤ ガソリン代、燃料費の高騰に對して、事業者に給付金の支給を行う。調布市では、市内事業者の負担の軽減を図り、事業継続を支援することで、地域経済の活性化につなげるため、2022年から毎年、燃料、ガス、電気の料金の一部を補助する「調布市市内事業者物価高騰支援事業費補助金」を市内に事務所又は事業所有する事業者（法人または個人事業主）に対して実施している。任意の1か月分の6倍の経費の20%または、補助上限額（法人30万円、個人事業主10万円）の何れか、低い方の金額を補助している。毎年の申請も可としている。
- ⑥ 経営を圧迫する上下水道料金の値上げは行わない。料金の通増度を緩めることで小口利用者の負担を増やすない。
- ⑦ 7商工会議所では、31名の経営指導員を含む36名を相談所業務に配置し、地域の中小・小規模事業者の支援を行っている。2024年度は、相談・指導件数12,801件、小規模事業者経営改善の融資あっせんは173件、13億2,585万円の実績を上げ、地域経済の活性化に大きく寄与している。この事業は、神奈川県の「地

域振興事業補助金」をその財源としているが、十分に対応できていない。今年度の市の補助金は760万円と他都市に比べても少なく1500万円まで増やす。

(8) 「ゼロゼロ融資」の借り換える資金の保証料および利子を全額補填する。

(9) 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」で定められた川崎市産業振興協議会及び専門部会において、条例第15条経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮」とりわけ、小規模事業者への市の施策について、検討しその課題を明らかにする。協議会の緊急のテーマとして、原材料費の高騰、光熱費の値上がりの影響、事業継続、事業承継、「働き方改革」への対応など小規模事業者の実態の把握を行い、市の施策の検証を行う。

(10) 自営業や農業従事者の配偶者や家族など家族従事者の「働き分」を必要経費と認めない「所得税法第56条」が国連女性差別撤廃委員会により「女性の経済的自立を事実上妨げていることを懸念」「家族経営における女性のエンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを求める」と日本政府に勧告されました。国会においてもこの勧告を受けて、政府が「女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等のあり方を検討する」と答弁していることからも、所得税法第56条の廃止を国に求める。

(11) 納税が困難になつてゐる事業者に対し、納税者の実態に合わせた救済措置を講じる。2015年4月より納税者の申告に基づく「換価の猶予制度（国税徴収法第151条の2）」に続き、2017年4月より地方税法にも新設された「申請に基づく換価の猶予」を納税が困難な事業者に知らせ、税の分納による救済を図る。

## 2 消費税5%への減税とインボイス制度の廃止を

原材料費や人件費の値上がりが価格に転嫁できない、とりわけ小規模事業者にとって、消費税減税・インボイス制度の廃止は、切実さを増している。2次、3次、4次下請けと、下請けになればなるほど価格交渉ができる実態がある（2025年版 中小企業白書）。消費税減税・インボイス制度の廃止による減税効果は、市民生活を物価高から守る対策であると共に、地域経済を温め、小規模事業者や個人事業者の事業継続にも大きく寄与するものである。わが党は、福田市長に対し消費税減税に対する見解を求めましたが、市長は「国及び地方公共団体を通じて大変重要な財源であり、地域経済の発展や市民の皆様の安心な暮らしを支えるために必要不可欠なもの」と答弁しているが、消

費税減税が国民の約7割の声になつてゐる世論の変化をとらえれば、消費税減税・インボイス制度廃止の声に背を向けることは許されない。地方消費税交付金は、消費税率10%のうち2・2%が地方に充てられ、そのうちの2分の1が交付金となる。2025年度の交付額は、およそ365億円。税率5%時のその1%が地方分とされ、その2分の1が交付されるが、税率10%と5%の交付額の差額は約203億円となつてゐる。消費税減税が行われた場合は、市として国に対し消費税減税による減収分の補填を求めなければならない。

① 消費税の5%への減税と「インボイス制度（適格請求書）」の廃止を国に求める。

### 3 ものづくりを支える中小企業の事業継続と経営基盤の強化〔製造業〕

原材料費の高騰、売り上げの停滞と減少、人件費増加に苦しむ事業者が多く、市内金融機関の業況調査でも、7～9月期の実績は前期マイナス3・1ポイント低下の14・5ポイント、見通しはさらに低く22・6ポイントになるなど、売り上げ額、受注額、収益とも悪化が予想されています。東京商工会議所の調査によると、2020年を100とした2025年6月の銅の価格は2・1倍。自動車部品などに使われる熱間圧延鋼材は1・5倍、アルミニウム1・9倍など高止まり状態が続いている。「令和5年度 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例に基づく中小企業活性化施策実施状況報告書」によると、半数近い事業者が「価格転嫁は難しい」「2割未満」と答えてゐるよう、発注企業との力関係で正当な取引ができない実態もあります。市として、公平な取引への指導も重要です。また、市の支援策があつても、その事業規模によって、利用できない場合も少なくありません。

補助金事業の対象金額を引き下げるなど、小規模事業に配慮した制度設計も見られますが、それぞれの事業所の規模に応じた支援策を講じることが求められています。

- ① 「固定経費への補助」工場家賃や電気代、機械のリース代など、固定経費に対する補助制度を創設する。これまでの市の対応は、設備投資を行う場合に補助するというものであり、固定経費への補助とは言えない。
- ② 「受注・販路拡大」中小企業の受注の拡大・販路の拡大を図るため、企業間のマッチング「出張キャラバン隊」の抜本的拡充を行う。本市の企業マッチングは、中小企業診断士など8名のコーディネーターにより行われている。2024年4月から12月までのマッチング実績は109件。受発注に結びついた事例もあるが、実績の把握は行われていない。大阪市では、広範な分野から集められた33人のコーディネーターによつて、同時期のマッチ

ング支援件数は377件で、本市の3倍。コーディネーターの人数を抜本的に増やし、販路拡大の支援を強化する。

展示会への補助金を抜本的に増額し、小規模事業所でも参加しやすくなる。

コロナ後の情報発信において、デジタル情報の提供がますます重要になります。しかし、小規模事業所では、デジタル情報を作る技術も発信する手段も不足しています。小規模事業者でもデジタル情報の発信が行えるよう、人材の派遣と製作費など補助金の創設を行う。

川崎市内の製品・技術を紹介する動画を作成し、新庁舎をはじめ、公共施設・川崎駅のオーロラビジョンなど様々な施設において放映する。

⑤ 「新技术・新製品開発支援事業」の予算を増額し、補助限度額を1件当たり100万円から500万円に引き上げ、補助率も2分の1から3分の2まで引き上げる。また、事業者が事業に着手しやすいように、事業終了後の補助金支払いではなく、事業着手前に一部を支給するよう支払い方法を改める。

⑥ 市内中小規模事業者が実施する、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入や、空調設備等の省エネルギー型設備を更新する事業に対する補助金制度は、25年度補助対象経費の補助割合を改善したものの、6月27日時点での2025年度予算額（968万円）の約30%しか活用されていない。補助上限額を引き上げると共に、交付を受けるには、完了届提出時までに「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定を必要としていたり、また、認定取得には「中小規模事業者用脱炭素化取り組み計画書」の提出が必要だつたりと、手続きが難しことが、普及の障害となっている。職員が積極的に支援するとのことだが、制度自体の簡略化を行う。

⑦ PPA（施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備の所有、管理を行う会社が設置した太陽光発電システムで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み）の活用など、初期投資の負担なく再生可能エネルギーへの転換ができるよう支援する。

⑧ 福祉製品の導入促進を行う補助事業の充実を図る。2023年度「かわさき基準（KIS）認証福祉製品の導入補助金」が50万円以下から30万円以下に引き下がれたが、50万円に戻す。予算額も150万円しかなく、増額する。

⑨ 福祉製品の開発支援1件当たり100万円以内、補助対象事業の3分の2以内としているが、補助額、率ともに引き上げる。予算額も300万円しかなく、引き上げる。また、開発されたものを購入・販売する時の補助金

など支援を行う。

⑩ 「公平な取引への指導」下請けが受注する単価が適正になるよう「振興基準」を実効性のあるものにすることが求められます。しかし、実際には値引きが強要されたり、無理な納期が設定されたりしている実態があります。この「振興基準」に照らして取引の実態を把握することが必要です

ア、消費税の免税事業者に対し取引から除外することが、独禁法に抵触することを周知すると共に、不当な取り扱いがなされぬよう専門の相談窓口を設置する。また、インボイス制度が実施されている下で、「インボイス」を発行できないことを理由に取引から排除することは、「優位的地位の乱用」にあたり独禁法に抵触することなどを周知する。

イ、「下請振興法」は、下請け単価は「下請け中小企業の適正な利益を含み」「労働条件の改善が可能」となるよう、親会社と下請け企業が協議して決定しなければならないと定めている（同法第3条振興基準）。「下請けいじめ」などの実態を訪問調査などで把握し、市として相談窓口を設ける。

ウ、大企業、元請け企業に対し、「下請代金支払遅延等防止法」を守らせ、「下請けいじめ」を起こさないよう、引き続き指導すると共に、発注停止や下請け単価の切り下げなど不当行為は摘発して、是正させる。

#### 4 地域のコミュニティの場としての商店街の活性化

2024年12月1日現在の商店街数162商店街で、4年前（2020年）の同時期と比べ29か所、商店街が地域から姿を消していくています。商店街の減少は、買い物等の市民生活に直結するとともに、様々なイベントを行うなど、地域コミュニティの重要な担い手として役割を果たしてきました。新型コロナ感染症の影響が和らいできたとは言え、夜間の人通りはめつきり減り、物価高騰による消費の落ち込みは、商店街に深刻な影響を与えた。昨年7月から12月末まで行われた「デジタルプレミアム商品券」は、国の給付金で事業費10億円をかけたものの、ペイペイ加盟店に限られたこと、大型店も利用可能だったことなどから、地元商店への経済効果は低かったと言われている。仕入先からの値上げ要請、経営不振、人件費の増加、後継者不足など深刻な経営環境の中で、長年地域に親しまれてきた商店や飲食店が姿を消し、地域コミュニティの担い手も居なくなっています。物価高騰対策の給付金や家賃補助、イベント助成金の増額など財政的支援が必要です。

① 「物価高騰対策」物価高騰対策として、経営を圧迫する、固定経費（家賃、電力料金、ガソリンなど燃料代）の

補助金を創設する。

- ② 「伴走型の支援」イベントを企画・実施する際の人材の確保が、課題となっている。従来の「商業アドバイス事業」や「ワンドーコンサルティング事業」では、短期的な支援や情報提供の支援が主で、「ともに作り上げてゆく伴走型の支援とはならない。地域特性やコミュニティづくりなど、年間を通して支援できる「伴走型支援」を制度化し、商店街の人材確保と地域経済の活性化を図る。
- ③ 商店街の街路灯の維持費が焦点の負担となっている。ある商店では、8,550円だった電気代が、昨年（2023年）の6月には1万6,000円以上になつたと厳しい実情を紹介し、補助額の増額をもとめたのに対し、加藤副市長は「街路灯を所有する商店街の御意向を引き続き伺うとともに、国の動向や電気料の推移等を注視し、対応を検討してまいります」と答弁（2025年予算議会）。2023年度は、国の交付金を使い補助率の引き上げを行つたが、今後とも電気料は高止まりすることが予想されることから、補助率を現在の6割補助から引き揚げ、商店街の負担を軽減する。また、LED化設置補助率を現在の2分の1から3分の2に引き上げる。LED照明器具の更新時においても、補助金の対象とする。
- ④ 商店街街路灯の維持管理を希望する商店街ではES×O事業に転換できるよう契約制度の見直しを行う。
- ⑤ 2025年度、防犯カメラの設置や更新に対し、国の臨時交付金を活用して、補助率を50%から75%に引き上げた（限度額 法人800万円 任意団体300万円）。引き続き、補助率を維持する。防犯カメラの維持管理に年間50～60万円の経費が掛かる。維持管理に対し補助金の対象とする。
- ⑥ 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」では、大企業の役割として「中小企業の活性化に関する施策に協力する」「中小企業に関する団体との連携に努める」とされています。条例を実施する立場で、大型店・チエーン店の商店会加入状況を調査する。実態を把握したうえで、大型店・チエーン店の商店会加入を推進する。
- ⑦ 「店舗リニューアル助成」制度を実施し、魅力ある商店づくりやバリアフリーで誰もが買い物を楽しめる環境を整備することに支援する。商店のリフォームや備品購入する場合、市内事業者に仕事が回るように支援制度を作れる。
- ⑧ 商店街魅力アップ支援事業は、補助率5分の1、補助上限額50万円、最低事業費30万円、「まちパル」「まちゼミ」スタンプラリーなど特定対象事業を実施する場合は、事業の2分の1、補助上限額80万円、最低事業費30万

円を補助するものです。2025年度予算は、年々削減され、23年度（1050万円）比では、14%もの減少となっています。補助額を増額し、希望する商店街が全て利用できるように、予算額を増額する。

⑨今までの市の空き店舗対策である「空き店舗活用アワード事業」「商人（あきんど）デビューモール」に変わり、店舗を表彰する事業となっています。現在、空き店舗を活用した創業支援はありません。空き店舗を活用する場合、「店舗賃借料補助」など財政支援を行い、空き店舗の活用を図る。

⑩商店街のアーケードや街路灯の撤去を行った際の「商店街施設整備事業補助金」の「施設撤去事業」は、期限を設けて危険な施設を撤去し、安全を確保する事を目的とし、2分の1補助を実施している。アーケードは2019年、街路灯は2022年までとされていたが、その後の検討で「2023年度以降、街路灯の撤去補助を継続し、アーチの撤去補助を再実施する（補助率2分の1）」と改善された。来年度以降も継続する。補助率も3分の2に引き上げる。

⑪福祉施設や教育施設の給食材料は、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」で定めているように、物品の調達は市内中小業者の受注機会の増大を図るため、地元の商店で購入する。

⑫12プレミアム商品券発行を市の事業として、継続して行う。実施にあたっては、電子商品券のみではなく、紙ベースの商品券も併用する。また、地域のプレミアム商品券の取り組みに対し、印刷費や広報費の一部を支援しているが、プレミアム分を補助するなど、補助金の増額を図り、各地の取り組みを支援する。

⑬エコ家電を地元商店から購入した場合、購入費の補助を行う。

## 5 市内建設業の労働環境を改善し、建設労働者の賃金を引き上げ、建設業の人手不足の解消を

建設従事者は減少が続いている。ピーク時の1997年には全国で455万人が従事していたが、現在では307万人と3分の2まで落ち込んでおり、かつ55歳以上が3割を占めるなど、若い労働者が少なく、担い手不足が深刻になっている。国では、設計労務単価の引き上げや、担い手3法（入契法、建設業法、品確法）の改定など、対策を講じてきたが、現場の改善には、至っていない現状がある。しかも、昨今の資材や人件費の高騰、インボイス制度の導入、さらには、熱中症対策が義務付けされる環境の中で、建設業は厳しい経営環境にさらされている。市内最大の「発注者」としての川崎市が、公契約など適正な発注を行い、建設に従事する人たちの賃金や労働時間など労働環境の改善と市内中小の建設事業者の育成を図ることが、ますます重要になってきてている。

- ① 【適正な積算価格】「積算価格と実勢価格の乖離を無くし、積算の適正化を図る。下請けの労働者にその職種に見合った賃金を払えない」との声を事業者から上がっている。その原因として「予定価格が実態に合っていない」ことが上げられている。川崎市では「市場価格および標準価格は年4回改訂している。急激な物価上昇に対しては、工事契約約款に基づいてスライド条項等を適切に適応して、積算価格と実勢価格の乖離を無くす」というが、乖離が生じている。熱中症対策による工事期間の伸びや従事者の週休2日を実現するための賃金計算は、1・05倍ではなく1・3倍に見積もあるなど、実態に見合った積算価格にする。
- ② 【受注拡大】「住宅リフォーム助成制度」を創設する。また、「店舗リニューアル助成制度」を創設する。
- ③ 【市内優先発注】市内中小事業者への優先発注をPFI手法やWTO案件においても徹底する。また、川崎市から補助金等の交付を受けた事業者等においても、補助金等の交付対象となつた事業を実施する際も、市内中小企業者への優先発注を徹底する。また、実態の把握を行う。
- ④ 【相談機能の充実】川崎市住宅相談会運営委員会の運営費補助は僅か40万円に過ぎない。また、災害対策など住宅改修に対する市民が安心して利用できる相談窓口としての役割は重要であり、相談日を増やすなど事業を充実するため、予算額を増やす。また、相談場所をわかりやすいところに設置する。
- ⑤ 【人材の育成】建築業の人材育成の重要な役割を担つてている職業訓練校などに対する補助金を増額する。普通訓練課程については、総額227万6千円で、定額補助年額167万6千円、同校および川崎北部建職高等職業訓練校の短期課程については、1校あたり年額30万円の補助となつてている。人件費や諸経費が上がる中、据え置かれたままの補助金では、実質減額になつてしまふ。補助金の増額を行う。太陽光発電などの新しい技術も学べるようにする。
- ⑥ 市内技能職者の育成のためにも、技能職団体への支援は重要である。「川崎市技能職団体研修等補助金は昨年度30万円から今年度20万円に削減され、「川崎市技能職団体連絡協議会補助金」も、昨年同額の68万円と僅かしかない。また、技能者育成の拠点である高津区の「テクノかわさき」の統廃合は行わない。
- ⑦ 【防災害に強いまちづくり】耐震ブレーカーの設置を普及するために、設置補助を創設する。災害対策として、電気工事が不要で簡単に取り付けられ、震度5強以上を感じると3分後に自動的にブレーカーを落とすことができ、簡易式機器なら1万円程度で取り付けられる。「普及啓発」にとどまらず、防災対策を進める点からも補助金を創設する。

⑧ 夜間工事の際に使用可能な「仮置き場」の優先的に貸し出す。土木系業者工事の施工に際しては、工事現場の周辺で資材や建設機械を仮置きする土地を確保する必要がある。市内においては、空き地が減少し、民有地も工事期間だけ借りることも非常に難しくなっている。各区の道路公園センターが管理する道路予定地、各局が有している施設内の空き地や建設予定地等の市有地を受注者が希望した場合、優先的に貸し出す。

## 6

### 生活密着型の公共事業を増やし、市内中小企業の官公需発注を増やす。入札制度・契約についての改善

① 市内中小企業の契約実績の全契約に占める割合を物品契約、工事契約、委託契約でもその割合を増やす。2023年度「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例に基づく中小企業活性化施策実施状況報告書」によると、2023年度の市内中小企業への発注金額は、物品で市内は41・10%（52億620百万）、準市内・市外へは58・01%。工事金額では、70・78%（351億98百万）で準市内・市街は26・56%。委託金額でも市内は、25・52%（112億77百万）だった。「物件」「工事」ととも、前年度を率・金額とも下回っている。とりわけ、補助金の交付を受けて補助事業を行う事業者等のうち、件数で39・2%、金額で30・6%と準市内・市街の割合が半分から7割に達している現状から、市内企業優先発注を徹底する。

② 本市でも多用されるPPP（官民連携）・PFI事業、包括管理制度による公共事業は、公共施設を民間企業に整備、運営させ、収益を上げようとするもので、非営利で住民の福祉の増進を目的とする公共施設と、企業の利益追求と、そもそも相いれないものである。結局は、民間企業が収益を上げるために住民負担を引き上げ、施設で働く職員を非正規雇用に置き換えるなど、施設の公共性を犠牲にするもので、市民に犠牲をもたらす手法と言える。また、その手法は、大企業に仕事が集中してしまい、市内中小企業の仕事を奪うか、下請け化する結果をもたらし、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」の目的（第1条）、受注機会の増大（第19条）にも逆行するものです。これらの制度の拡大は、市内事業者の倒産や廃業に追い込むことが懸念され、また、受注事業者が入札を行う際、公契約条例の対象事業であっても、下請け労働者に対する賃金の支払いが確保されなくなる恐れもあることから、PPP・PFI事業、包括管理制度（試行）の導入は、拡げるべきではありません。

ア 事業の分離分割に努め、PPP・PFI事業は導入しない。事業手法を検討する際は、市内事業者の声を反映したものとする。

イ 本市では、公共施設の長寿命化が行われる中で、包括管理制度が導入されている。麻生区小中学校では、包

括管理を採用し、2027年には全区にまで広げようとしている。しかし、市が施設の状況・情報が把握できないなどの問題点がある。また、市外大手企業による管理が想定され、市内中小業者の仕事を奪うかの性があり、包括管理方式は、拡げるべきではない。

ウ 公共事業について、現在の市の労務単価の1・05倍では、週休2日制で従来と同じ収入を得ることはできない。事業費の積算にあたっては、週休2日制を前提とし、労務単価は現行の1・3倍の賃金の保証を行うものとし、実施状況を調査する。現在、国で検討が始まっている「共通仮設費」「現場管理費」について、国で決まり次第速やかに変更が可能なように、準備を行う。

エ 建設業においても働き方改革が本格的に導入され、週休2日制の導入や時間外労働の上限規制が始まっている。しかし、人手不足が加速し、経営が困難にある中小建設業にとって、高いハードルとなっている。工事の発注の際には、余裕を持った工期設定と適正な予算を確保する。

オ 川崎市では、受注者が建設資材、建設労働者等の準備を行うための期間として「余裕期間制度」を設定しています。土木工事は完成年度が年度末に設定されることが多く、第4四半期に発注される工事が「余裕期間制度」によって、4月以降の工事着手が可能となれば、材料の確保、人材の確保がしやすくなる。すでに、道路補修（緊急）、舗装道補修工事では実施されているが、第4四半期に発注する工事は、すべてに「（発注者指定型の）余裕期間」を設定する。

カ 工事請負契約締結後に著しく材料費・燃料代等の値上げが生じたときは、速やかにインフレスライド条項等を活用し、実態に見合った契約金額の適正化を図る。活用の際、事務的作業を簡素化する。

キ 「2者JV」による工事の発注標準金額は2億円、あるいは2億5千万円以上となっているが、3億円以上とする。単体での工事が可能な案件もあることが昨年の回答にも示されている。「他都市の状況も踏まえ、適正な共同企業体の発注標準金額を検討する」としていることからも、早期に見直す。

ク 「総合評価落札方式」の適応対象となる工事の発注補標準金額についても3億円に引き上げる。2020年に引き上げられたが、その後の物価高騰の現状を踏まえ、早期に引き上げる。

ケ 工期が複数年度にわたる工事では、工事請負契約約款において「各会計年度における支払限度額」と「支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額」が定められており、前払い金は通常、受注金額の約40%の金額を請求し受け取ることができます。しかし、年度をまたぐ場合、年度ごとに支払限度額と出来高予定額が定め

られている場合、その金額に基づいた前払い金しか請求できません。当年度の出来高予定額を設定せず、次年度に全額設定するか、あるいは、工期の長さに基づき、当年度の出来高予定額を10分の2、次年度の出来高予定額を10分の8に設定するなど、受注者が前払い金を請求しやすくする。

コ 川崎市優良事業者表彰は、入札時の主観評価点に10点が加算されるなど、重要度が増している。選出にあたっては、ランクが設定されている業種では、ランク別に数社選出する方法にする。

サ 小学校給食室や体育館、武道場への冷房化計画を早期に具体化する。その際、市内事業に分割発注できるようにする。

シ 一般管理費の算定率が、従来の55%から68%に引き上げられ（2022年9月）改善されましたが、最低制限価格の引き上げは見送られたままです。現在、川崎市発注工事における最低制限価格（ダンピングを防止し、品質の確保を図るために設定される。この金額を下回ると調査されその適性を審査される）は、工事の内容によって、予定価格の80%～95%となっているが、95%まで引き上げる。

ス 川崎市では、失格基準価格が調査基準価格の約90%、予定価格の84%前後に設定されている。ダンピングをなくすためには、失格基準価格の引き上げと調査基準価格を下回った入札者には、価格以外の評価点を減点するなど対策を講じる。市は2022年9月に、価格失格基準における一般管理費の設定率を従来の49%から61%に引き上げを行つたが、引き続き改善する。

セ 入札に事業者の地域貢献のインセンティブが正しく反映されるよう求め、昨年度予算要望に対し、「事業者の信頼性、社会性、地域性等を的確に評価するインセンティブ発注に拡大に努める」と回答があった。2019年4月より「主観評価項目制度」の見直しが行われ、防災訓練や「地域貢献活動」に対する主観評価項目の配点を増やされ、23年3月からは、「かわさきSDGsパートナー（認証取得）」を評価項目に追加され、評価項目の拡充も図られた。引き続き、改善をすると共に、入札参加資格に「全年度に同業種で優良事業者表彰を受けたもの」や「直近の同業種工事で○○点以上のもの」など多種多様なインセンティブ発注を試行する。

ソ 公共工事ランク別発注金額を物価高騰に合わせ、引き上げるよう見直す。現在、空調衛生工事では、Cクラス1800万円未満、Bクラス1800万円以上6000万円未満、Aクラス6000万円以上となっているが、物価や材料費等の高騰によって、事業費が高くなり、以前はCクラスの仕事が、Bクラスになるなど、Cクラスの仕事が減少してしまう。事業費の高騰に見合ったランクの取り扱い金額を引き上げ、とりわけ、Cラ

ンクの仕事の減少を防ぐ。2024年12月議会において「昨今の急激な資材価格の高騰などの影響を本市も受けているものと認識している」「適切な金額の設定について調査検討してまいりたい」と答えていたことから、早期に改善する。

タ 設計・積算の外部委託が「原則」になつてゐるが、そのことが、現場を知らない職員を生み、見積単価においても問題が生じてゐる。現場の規模の違いで単位面積あたりの工事費も変わつてくるが、現場の状況を踏まえた積算になつておらず、積算表を機械的に当てはめた積算では、現場の材料費等にも大きな差違を生じさせている。まちづくり局や建設総政局はもとより、契約課においても「技術系職員」を配置し、実態に見合った積算ができるよう、職員を配置する。

チ 指名競争入札工事について、1千万円未満から3千万円未満（建築工事については6千万円未満）に拡大する。入札参加要件の緩和を行い、地元事業者が入札に参加できるようにする。具体的には、建物の構造・規模・用途を「鉄筋コンクリート造または、鉄骨造で3階以上の福祉施設」にする。また、延べ床面積も「3000m<sup>2</sup>以上」さらに、施工実績を「過去3年間」から「10年以内」に変更する。

ツ 建設工事と電気工事は、それぞれ独立した工事であり、分離・分割発注を拡げる。建築工事に含み一括発注になると、電気事業者は、市の工事実績情報システムに登録されず、実績とならない。

## 8 公共事業の品質確保と公契約制度について

川崎市では、2011年に、政令市で初めて公契約条例が制定されました。公契約条例は、現場労働者が適正な賃金を得ることにより、公共工事の品質を守ることによつて、住民の福祉増進を図るもので、下請け労働者まで賃金の支払いを義務付けながら、少なくない労働者が「作業報酬限下限額をもらつていらない」という実態がある一方、「作業報酬下限額以上に金額を支払つたら、赤字になつてしまふ」との事業者の声もあります。制度自体の改善とともに、実効性のある取り組みにするため、建設の労働組合など協力して、行政として実態を掘ることが必要です。

【対象事業の拡大】施行13年を迎えた「川崎市契約条例第7条」、いわゆる「公契約条例」は、従事者に支払う賃金の下限額、作業報酬額下限額を定め、事業者に対し、従事者にその支払いを行わせることで、公共事業の品質の確保、地域経済の発展を図るもので、対象は、特定工事請負契約では、予定価格6億円以上、業務委託契約では、予定価格が1,000万円以上となつてゐる。「公契約条例」の対象金額を引き下げ、対象事業数を増やす。

対象金額の引き下げの課題として、「多大な事務負担が残っている」（25年度予算要望への回答）があげられているが、現在、多くの現場では、CCUSなど現場管理のデジタル化が進んでいることから、事務作業効率化を図り、本市職員、事業者の事務負担を軽減し、対象工事の金額を低くし、対象事業を増やす。

**【作業報酬下限額の引き上げ】** 現在（2025年度）の「特定業務委託契約（警備・建物清掃・野外清掃・施設維持管理、データ入力、給食調理業務の6業種のうち、予定価格が1千万円以上）」の作業報酬下限額が1,226円（時給）です。生活を維持するためには、少なくとも時給1500円が必要。「特定業務委託契約」の作業報酬下限額を早急に1500円まで引き上げる。

作業報酬審議会を公開にする。多くの自治体では公開されており、非公開とする正当な理由はない。

**【公契約条例の周知とCCUSの活用】** 市内建設組合の公契約条例の対象工事現場前の調査によると、回答した6割が、制度の説明を受けていない、適正な職種での下限額以上の賃金をもらえていないとの結果が出ました。実態を把握するため、市として実態調査のアンケートを実施する。その際、建設の労働組合とも連携する。また、職種の確認には建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用が有効です。対象工事のCCUSの活用を進める。

**【作業報酬下限額の支払い】** 公契約条例の対象事業において、下請け会社の事業主からは、「作業報酬限度額の賃金は、上位会社の契約の工事代金が低くて払えない」「工事請負契約の金額をもっと高くしてほしい」などの声が上がっている。すべての労働者に作業報酬下限度額以上の賃金が支払われるよう、発注金額、元受けと下請けとの契約金額の検証を行う。

**【公契約条例対象事業の現場における建設組合との聞き取り】** 神奈川県内で公契約条例が制定されている、厚木市と相模原市では、建設組合と市の職員が協同で公契約条例対象の現場を訪問し、作業報酬下限額以上の賃金が払われているのか調査をしている。川崎市でも建設組合と協同した聞き取り調査を行う。

**【指定出資法人およびPFI事業が行う契約に対する公契約条例の適用】** 川崎市契約条例12条では、その事業の実施に当たっては、「市に準じた措置を講ずるよう努めなければならない」とされており、議会での質疑においても「作業報酬限度額についての周知及び指導につきまして、市に準じた措置を講ずるよう、PFI事業者や本市指定出資法人に対して通知し、協力を依頼している（2024年3月7日 予算特別委員会での後藤議員の質問に答えた財政局長答弁）」とされている。問題は実態のチェックができるのかであり、そのために、作業員への周知、作業台帳の確認など、所管局バラバラではなく、市として責任ある体制をつくる。

【包括管理制度について】「包括管理制度」の事業も公契約対象事業である。2025年度予算要望に対する答えは「資産マネージメント第3基実施方針」において、一つの手法として効率的・効果的複数の施設のハード面の点検・管理を民間事業者に包括的に委託するという手法が考えられている」としているが、効果的、事業者が発注者となり入札ができるなど、市の監督を行いにくい事業形態で、市内中小企業への発注努力や下限報酬額以上の賃金支払いなどの市内中小企業を支援している制度が蔑ろにされる危険がある。条例の趣旨に反することからも「包括管理制度」は行わない。

## 9 都市農業を守り、安全な食料を市民に提供するとともに、自然環境の保全を

2025年は、政府の減反政策により、コメ不足が社会問題となり、改めて食料自給率にも多くの国民の関心寄せられた。先進諸国で最低の食料自給率、経営としてなり立たない農業の実態、まさに崩壊の危機と言われる農業の現状の打開が求められる。最大も問題は、38%（カロリーベース）に落ち込んだ食料自給率の回復・向上を国政の課題から投げ捨てていることである。自給率低下の原因是、歯止めなき輸入自由化と、価格保証・所得保障の削減・廃止など市場任せの農政にあります。こうしたもので、農業経営が成り立たず、担い手が激減しています。都市農業においても、担い手不足は深刻で、2022年農林業センサスによると、市内の農業経営体の営業主は8割以上が60歳以上となっています。また、農産物販売額規模別市内農業経営体の割合では、市内の農業経営体の8割は農産物販売金額が500万円未満で、その内6割近くが100万円未満となるなど、経営としてなり立たない現状が、後継者不足に拍車をかけています。こうした中で、市内の農地面積も減少を続け、2015年に580haあつた農地は、2021年には、520, 8haへと減少しています（固定資産税概要調査より）。農業振興計画中間総括では、農地を減らさないということが目標になつております。農地を減らさず、農業者の経営が成り立つようにするためには市の施策が決定的です。

### ① 物価高騰対策として

ア 肥料や飼料の原料、燃料などの価格が高騰し、農業経営を圧迫している。高騰した経費に対する市としての独自の補助を行う。

イ 自然災害の発生頻度が増えており、被害による減収や施設改修費を補助する制度を作る。気候変動による被害を想定して農業共済への加入を奨励し、国が共済掛金の2分の1を負担しているが、本市がJJAセレサと協

力しながら推進している園芸施設共済加入についても、市も補助する。

ウ 学校給食への納入を抜本的に増やす。そのためには計画的な生産が必要であり、JAと教育委員会の連携体制を作る。食教育に活かすため、小中学校の自校献立で地元の農業を知る機会を作る。

## 二 鳥獣被害への支援を行う。

農地の保全に寄与し、市民の農に親しむ要求をかなえるために、市民農園、体験型農園を拡充する。

- ② 障がい者が農業に従事し、作業所として機能する「福祉交流農園」を増やす。そのために農地をあつせんし、事業者への支援を行う。

④ 都市内の農地は積極的に「保全すべき」ことを明確に打ち出した都市農業基本法の理念を定着させるため、固定資産税、相続税における課税評価を、現に農業が営まれている農地は農地評価を基本にしていく。農地に準じた課税を、農作業場や市民農園などにも拡大するよう、国に求める。

⑤ 生産緑地の維持のため、新たな認定を含め対策を講じる。  
⑥ ソーラーシェアリングを行う農地に対し、補助金を創設する。また、設置を希望する農家に対し、相談窓口を設ける。

⑦ 川崎の名産品である「多摩川梨」の栽培への支援と販売促進を市として進める。

## 10 消費者の権利を守り、消費者行政の強化を

消費者基本法は「消費者の権利」を明記し、国に「消費者政策を推進する責務」を課している。しかし、実際には、「消費者の権利」が守られていない事例が多くみられる。農薬や添加物などの安全性より企業の利益が優先され、柔軟剤、制汗剤、芳香剤、合成洗剤などの強い香りの製品による健康被害が社会問題となっている。「安全で安心できる消費生活」を送るために、消費者行政の果たす役割は重要さを増している。

(1) 輸入食品、食材の安全性を確保するため、検査体制の強化を国に働きかける。市の食品衛生監視員（現在、6名）を増やし、食品検査項目を増やす。2025年度消費者行政事業概要によると、2024年度の実績は、輸入食品90検体（前年93検体）、残留農薬検査41検体（前年40検体）、組み換えDNA技術応用食品検査21検体（前年21検体）など行っている。また、学校給食の食材検査79品目（前年92品目）319件（前年339件）の内、

残留農薬90件（前年90件）、食物アレルゲン検査3件（前年3件）産地検査30件（前年42件）を行いました。この産地検査の中で10月に豚肉加工の際、外国産豚肉を国産豚肉と偽つて混入する産地偽装が発覚しました。引き続き、検査品目、項目を増やす。放射性物質に対する安全性の確保では、市内を流通する食品23検体（前年23検体）を調査、学校給食の食材の検査42件（前年43件）も実施しているが、引き続き、実施する。

## （2）商品表示を消費者の立場に立ち、正しい情報を分かり易く表示するよう国に働きかける。

ア 原材料の原産地の可能性ある国を「又は」でつなぐ「可能性表示」（例えば「アメリカ又は国産」）が可能であつたり、輸入原料の調達先が3カ国以上の場合「大括り表示」（豚肉「輸入」）であつたり、さらに、原料が加工品の場合、原産地表示の代わりに製造地を表示する「製造地表示」（アメリカから豚肉を輸入し、国内で味付けて原料にしたら「味付け豚肉・国内製造」と表示できる）など、かえつて消費者にとつて分かりづらい表示が例外として認められているなど問題点が指摘されている。消費者の立場にたつた「原産地表示」になるよう、再検討を国に求める。

イ 遺伝子組み換え食品表示では、100%組み替えでなければ、「遺伝子組み換えでない」と表示できず、実際は100%というのは困難。結局「遺伝子組み換えでない」との表示ができず、それにより、遺伝子組み換え食品が拡がる恐れがある。ゲノム編集技術による農林水産物が開発されていますが、食の安全や生態系への影響など懸念も指摘されています。消費者の選択権が守られる表示に改めるよう国に働きかける。

ウ 現在の「食品表示法」の「食品表示基準」では、同一商品を2箇所以上の工場で製造する場合、製造所固有記号を認めていたが、これは、記号での表示は消費者に分かりにくく、適切では在りません。また、心臓疾患などへの対策として、米国やカナダ、韓国などで義務化されている「トランス脂肪酸」の表示義務が見送られているなど問題がある。引き続き、国に見直しを求めてゆく。

## （3）消費者センターの強化と消費者教育の充実

（3）消費者行政の重要な役割である「消費生活相談」では、2024年度の相談件数は、10,548件で前年度（11,011件）と比べ4%増加、6年連続で1万件を上回りました。年齢別の契約相談件数では、70歳代以上が全体の22・5%と最も高くなっています。前年度増加していた「29歳以下」の相談が1,581件と前年度比10

8件と減少した。相談の内容は、「商品一般」(989件)「不動産賃貸」(627件)などで、スマホに不審な電話がかかってきた、心当たりのない貨物が届いていたなどの相談が寄せられた。

① 直接窓口で相談・面接ができるよう消費者センターの機能を充実させる

ア 北部消費者センターを復活し、北部地域の相談体制を強化する。

イ 現在出張相談は、中原区・高津区・多摩区において予約制で行っているが、すべての区役所、出張所で出張相談を行う。

ウ 相談員を専門職として正規職員化する。専門性に見合った待遇とする。研修に当たつては、業務として賃金、交通費を保証する。

② 学校教育の中で「消費者の権利」を学ぶと共に、デジタルコンテンツなどの実際の被害について、引き続き、学習する。

③ 高齢者に対しては、高齢者の集まる場所など、身近な生活の場で出前講座を行うなど、気軽に学べる場を提供する。

④ 新型コロナの影響もあり、生活が苦しくなる中で、多重債務者も増加が懸念される。多重債務の相談に当たつては、その背景に生活困窮がある場合は、地域みまもりセンターとも連携して、生活再建ができるよう支援する。

⑤ 化学物質過敏症への理解増進を図り、相談窓口の設置など患者の救済対策を講じる。